

No. 7

令和5年（12月）

第5回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 4 1 号	損害賠償の額の決定及び和解について	資 産 税 課	1

報告第41号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年9月26日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

231,957円

自動車修理費及び代車費用

### 2 損害賠償の相手方

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和5年8月29日（火）午後3時20分頃、資産税課職員がさいたま市南区别所三丁目1861番15の駐車場内において、庁用車を駐車しようとしたところ、駐車中の相手方車両の左前部に接触し、相手方車両を損傷させた。

